

お知らせ

自転車等の放置防止にご協力を

放置自転車等対策事業は、駅周辺の道路や、その他公共の場所における自転車等の放置を防止することで、通行機能の確保及び歩行者の安全保持を図るために行っています。

対策は年々進んでおり、一定の安全保持を図ることはできつつありますが、2016年度は放置自転車等対策事業費として約8600万円のコストがかかっています。

安全保持とコスト削減のため、ご理解ご協力をお願いします。

☎道路管理課☎724・3257

生産緑地法の一部改正について
説明会を開催します

農業委員会・町田市・JA町田市の共催です。今回の主な改正点は、農地の下限面積の300㎡以上への緩和等です。説明会では、生産緑地地区に指定できる具体的な条件などの改正点や、今後の変更点等について説明します。

☎市街化区域内に農地をお持ちの方
☎2月1日(木)、午前10時から、午後2時から=JA町田市南支店、2日(金)、午前10時から、午後2時から=JA町田市忠生支店、6日(火)、午前10時から、午後2時から=鶴川市民センター、7日(水)、午前10時から、午後2時から=JA町田市堺支店、8日(木)、午

後2時から、午後7時から=JA町田市町田支店

☎農業委員会事務局☎724・2169

町田市農業祭表彰状授与式及び講演会

町田市農業祭農産物品評会及び営農技術競技会において優秀賞を受賞された方の表彰状授与式と、講演会(町田市の農業関連団体代表者からの活動報告及びディスカッション)を行います。

☎20歳以上の方

☎2月5日(月)、授与式=午後1時~2時30分、講演会=午後2時30分~3時30分

☎町田市民フォーラム

☎50人(申し込み順)

☎1月16日正午~29日にイベントダイアル(☎724・5656☎コード180116B)へ。

☎農業振興課☎724・2166

催し・講座

普通救命講習会

☎市内在住、在勤、在学の18歳以上の方(高校生を除く)

☎2月24日(土)午前9時~正午

☎健康福祉会館

☎心肺蘇生法、異物除去法、AED操作法

※救命技能認定証を発行します。

☎35人(申し込み順)

☎1400円(テキスト代)

☎1月17日正午~2月12日にイベントダイアル(☎724・5656☎コード180117E)へ。

☎町田消防署☎794・0119、町田市保健総務課☎724・4241

町田ファミリー・サポート・センター
子育てのお手伝いをしてみませんか

【保育サポート講習会】

受講後、同センターの援助会員として登録し、活動していただけます。☎市内在住の保育サポートができる満20歳以上の方

※妊婦の方は、安全のため受講をご遠慮下さい。

☎2月6日(火)、午前10時~正午=入会説明会、午後1時~3時=保育の心、7日(水)、午前10時~正午=子どもの食事、午後1時~3時=心・体の発育と病気、8日(木)、午前10時~正午=子どもの発達と遊び、午後1時~4時=普通救命講習

※初日に会員証に貼付する写真(縦3cm×横2.5cm、裏面にボールペンで記名、6か月以内撮影)をお持ち下さい。

☎町田市民フォーラム

☎20人(申し込み順)

☎1400円(普通救命講習のみ、教材費)

☎1月30日までに電話またはFAXで同センター(☎FAX724・0901)へ。

☎子育て推進課☎724・4468

犬と楽しく暮らすための

基礎講座

☎市内在住の犬を初めて飼育する方

☎2月11日(祝)午後2時~3時

☎町田市保健所(中町庁舎)

☎犬のしつけ、飼育マナー等

☎スマイルドッグクラブ

☎40人(申し込み順)

☎1月25日正午~2月4日にイベントダイアル(☎724・5656☎コード180125A)へ。

☎生活衛生課☎722・6727

青年海外協力隊として派遣されました

市内在住の佐藤維真さんが、(独)国際協力機構(JICA)の青年海外協力隊として派遣が決まりました。その出発の報告のため、2017年12月18日に市庁舎を訪れ、意気込みを語られました。

佐藤さんは2020年1月までの2年間、環境教育のためニカラグア共和国へ派遣が決まり、1月に出発されました。

現地での活躍を期待しています。



税の申告受付がはじまります

☎市・都民税について=市民税課☎724・2114、2115/所得税、贈与税、消費税について=町田税務署☎728・7211/事業税について=八王子都税事務所個人事業税係☎042・644・1111

【市民税・都民税の申告】

○2018年1月1日現在、町田市に住所がある方は原則、市民税・都民税の申告が必要です

次に該当する方以外は市民税・都民税の申告が必要です。①所得税の確定申告をする方②「給与所得のみ」「公的年金等に係る雑所得のみ」またはその両方のみ該当する方で、「給与支払者」「公的年金支払者」またはその両方から市役所へ支払報告のある方
※源泉徴収票に記載のない控除は申告が必要です。

○申告に必要なもの

①申告書(申告会場 [=表1])に有り、町田市ホームページでダウンロード可) ②マイナンバー(個人番号)記載にあたっての本人確認書類等(必要書類は後述) ③印鑑④源泉徴収票等前年中の収入を証明できる書類⑤各種控除の証明書等(「医療費控除の明細書」等)⑥税務署や税理士無料相談会で確定申告書に「地方税連絡用」の印を押印され、その内容を市に申告する場合は、その確定申告書と添付書類

※④⑤⑥は該当する方のみ。

※郵送可。

※詳細は「平成30年度市民税・都民税申告のご案内」(市民税課[市庁舎2階]で配布、町田市ホームページでダウンロード可)をご覧ください。

【ご注意ください】

○市民税・都民税申告書にマイナンバー(個人番号)の記載が必要です

個人番号を適切に扱うため、市民税・都民税申告書に個人番号の記載が必要になるとともに、申告書を提出する際に、本人確認(個人番号の確認と身元確認)を行います。

本人が申告する場合は以下の「番号確認書類(以下A)」及び「身元確認書類(以下B)」の両方の書類、代理人による申告の場合は本人のA、代理人のB及び「代理権の確認書類(以下C)」のすべての書類が必要になります。郵送または代理人が申請する場合はAを除き原本の提示が必要です。

A番号確認書類

マイナンバーカード、通知カード、または個人番号が記載された住民票の写し

B身元確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳(身体・精神)、健康保険証、年金手帳等のうち1点。または住民票の写し、国税・地方税・公共料金の領収書等のうち2点

C代理権の確認書類

委任状(本人の署名・押印のあるもの)、市の発行した本人の氏名が印字済みの市民税・都民税申告書等

○期限内の申告を

申告が遅れると、1回あたりの納付額が増える、市民税・都民税の課税・非

課税証明書等の交付ができない、または国民健康保険税等の軽減等が受けられなくなる場合があります。

○「医療費控除の明細書」の添付義務化

医療費控除の適用にあたっては、医療費の領収書にかえて、「医療費控除の明細書」を添付することになりました。「医療費控除の明細書」の様式は市が作成した様式の他、便箋等で作成したものも使用できます。なお、経過措置として2020年度まではこれまでどおり領収書の添付または提示により申告することができます。

○確定申告書第2表「住民税に関する事項」の記載について

確定申告書を提出する方で、配当割額控除額や譲渡割額控除額がある方については、必ず確定申告書第2表「住民税に関する事項」に記入して下さい。

また、ふるさと納税等の寄附金に係る控除の適用を受ける方で、確定申告書を提出される方についても確定申告書第2表「住民税に関する事項」の寄附金控除額欄の該当箇所(ふるさと納税であれば「道府県、市区町村分」)に寄附金額を必ず記入して下さい。

なお、ふるさと納税ワンストップ特例に関する申請をしている方は次のことにご注意下さい。①確定申告書または市民税・都民税申告書を提出されるとワンストップ特例は無効となります。②ワンストップ特例で5団体を超

える自治体にふるさと納税をした方が、ふるさと納税にかかる寄附金税額控除を受けるためには、寄附金の内容を含めた確定申告または市民税・都民税申告を行う必要があります。

【個人住民税(市・都民税)額の試算】

町田市ホームページには、源泉徴収票の内容や所得の状況等を入力すると、個人住民税(市・都民税)額の試算ができ、それを印刷してそのまま提出書類にできるサービスがあります。平成30年度分は2月上旬に公開予定です。

町田税務署から

○税理士による無料申告相談

申告相談日程については【表2】をご覧ください。

※小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告が対象です(土地、建物及び株式等の譲渡所得がある場合を除く)。

※確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカード、または番号確認書類及び身元確認書類)の写しを持参して下さい。

※混雑した場合には、受け付けを早めに締め切る場合があります。

※自身で作成した申告書等は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送等で提出して下さい。

※車での来場はご遠慮下さい。

○申告書の提出

e-Taxでの送信、郵送、税務署の時間外受取箱でも提出できます。

なお、作成済みの所得税及び復興特別所得税の確定申告書に限り、2月1日(木)~3月15日(木)に市庁舎1階のワンス